破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７６号
岩手県北上市中野町３丁目19番16号　マインドハイム北上Ａ―203号
債務者　大坪　寿美
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第８０号
岩手県北上市相去町笹長根39番地49、旧住所青森県下北郡東通村大字白糠字垣間16番地６
債務者　坂本　篤
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第３８号
宮城県伊具郡丸森町舘矢間舘山字長内51番地
債務者　星　由香（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１７４号
兵庫県伊丹市西野３丁目52番地２　マルシェ伊丹505号、前住所兵庫県尼崎市武庫元町１丁目14番13―303号
債務者　中川路美穂子（旧姓吉田・西本）
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
島根県江津市江津町1001番地２　宮の華荘２Ｆ
債務者　鈴木　裕子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで　松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第３６号
島根県邑智郡邑南町日貫3666番地17
債務者　井野下勝也
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで　松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第８１号
福岡県飯塚市伊岐須192番地６　レガンツァ飯塚203
債務者　大井　幸枝（旧姓島）
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第８３号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師28番地521　吉隈団地２―10号
債務者　瀬能由美子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２６２号
石川県河北郡津幡町字太田ろ190番地１　リザイアⅢ202号
債務者　池澄　章
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７０号
長野県小諸市東雲６丁目４番１号　ソニード・レジデンス202号
債務者　飯田富士子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで　長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第４８１号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町13番50―105号
債務者　平本　由佳
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５０９号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目14番19―204号
債務者　岡本　崇
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５１６号
兵庫県尼崎市浜３丁目15番15号　長谷川文化202号
債務者　大寺　政光
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２４号
兵庫県芦屋市打出町２番３―203号
債務者　高落　美保
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７号
徳島県三好市池田町サラダ1798番地２
債務者　永瀬タメコ
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第１０５号
福島県相馬市大坪字前田142番地の４　エターナルＡ棟201、申立時の住所福島県郡山市字古川58番地の４　第２丸長アパート205号
債務者　長谷川正章
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第７４１号
神戸市北区大原１丁目１番地　401号
債務者　山田　耕司
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部